

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

本地域の大災害としては、昭和47年、平成17年、平成25年等の豪雨災害があげられる。いずれの場合も、中小河川の氾濫に山崩れ、がけ崩れ等を伴い土砂による被害が発生している特に、梅雨末期やバックビルディング現象等による局所的で短時間の記録的な豪雨は、山崩れ、がけ崩れを発生させ大災害の引き金になっており、地形条件がより被害を増大させる傾向にある。

(1) 地域の災害リスク

【風水害：洪水ハザードマップ】

本町の地勢状況については、日原地区に関しては高津川が大きく屈曲するとともに、河川断面も小さく、左鐙、日原、池村、青原などの低地部の氾濫も想定される。津和野地区では、津和野川の上流域にあたる山下から下流を危険な箇所指定し、部栄から鷲原、森村、寺田付近には津和野川の氾濫による洪水浸水想定区域が設定されている。

また、高津川の支流として、津和野川をはじめ、横道川などの中規模な河川が谷底平野を流れ、その支流が数多くの谷をつくっている。いずれの河川も勾配・蛇行が大きく、集中豪雨の際には急に水かさが増す特徴がある。また、高津川との合流点に形成される小規模な沖積平野では、排水が滞るため内水による冠水を受けやすい箇所がある。

なお、比較的規模の大きな谷底平野部では一般に段丘地形が発達しており、また河川改修により無堤防箇所が少なくなりつつあることから、浸水区域が大きく広がるような大規模な浸水は少ない条件となっている。他の河川も含め、大水により堆積と侵食の場所が常に変動する傾向もあり、エリア的には小規模な浸水でも甚大な被害を受けることや、河川施設の被害は、常にあると考える必要がある。

本町の商工事業所が比較的集積した当会本所及び支所周辺の洪水に関するリスクとしては、本町のハザードマップによると以下のとおり分析できる。

本所が立地する津和野連坦地域の洪水浸水想定区域（想定最大規模）では、津和野大橋の北側（橋北地区）と南側（橋南地区）はJR西日本山口線の津和野駅周辺から永明寺周辺につながる山口線の北側の狭い範囲及び津和野中学校から青野山山系の丘陵地に伸びる中座地内の狭い範囲は高台のため浸水の可能性が低いが、それ以外の後田・森村・町田・鷲原地内は0.3mから3.0mの浸水が想定され、特に津和野川沿岸に沿った帯状に3.0mの浸水が想定されている。

支所が立地する日原連坦地域は高津川の本流が流れるが川幅も広く高い護岸もあり、河床との高低差もあるため、浸水の可能性は低いと言える。

このように商工建設業の多くが立地する津和野地域の連坦地は、大半が3m近い浸水想定となっており、事業所だけでなく、道路網の寸断も懸念される。

【土砂災害：土砂災害ハザードマップ】

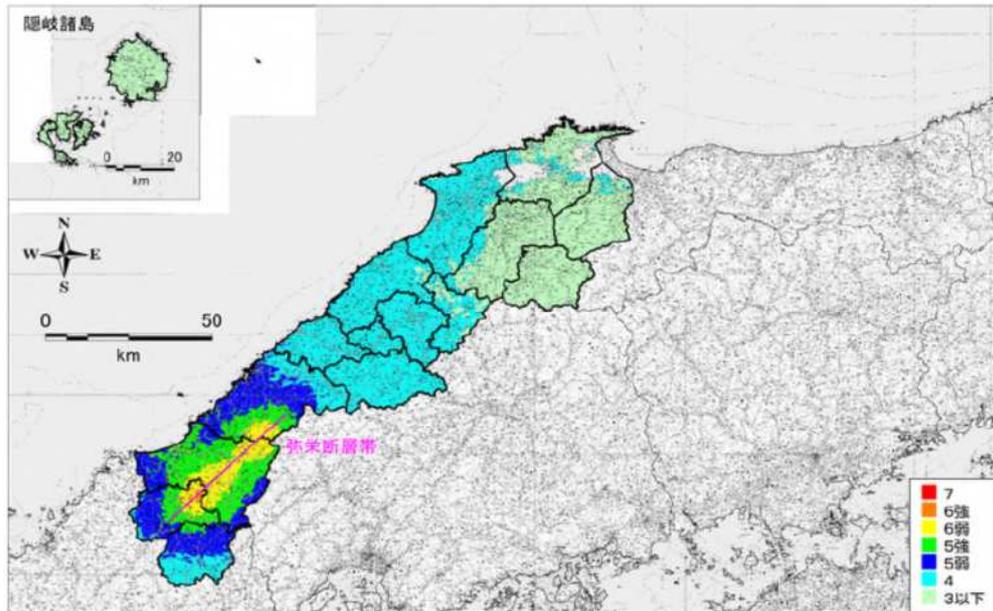
本町のハザードマップによると、本所が立地する津和野連坦地域は周辺を山に囲まれ、津和野川の両岸に細長く続く盆地の中に市街地が形成されており、山々の谷沿いに土砂災害警戒区域が点在している。

また支所が立地する日原連坦地域は高津川と津和野川が合流する地点を中心に川と急峻の山に挟まれた狭く細長い平地に市街地が形成されており、津和野町役場本庁舎のある枕瀬地内の一部を除き、ほぼ全域の谷沿いを中心に土砂災害警戒区域が存在する。

この傾向は町内全域でもみられ、土質は砂壤土が最も多く、山間地帯及び奥山間地帯はその傾向が強い。また、斜面が多い地質条件に加え、土地利用の制約から集落近くの急傾斜地、土石流危険渓流が極めて多い状況にある。土砂災害は、特に甚大な被害に至ることが多いことから、土砂災害警戒区域に注意を要している。このようにほとんどの地区でがけ崩れ、土石流等の土砂災害が生じる恐れがあり、事業所だけでなく、道路網の寸断も懸念される。

【地震：地震ハザードマップ】

本町の地域防災計画（震災編）によると、本町を弥栄断層帯が北東から南西に向けて走っており、同断層帯による地震（マグニチュード7.6）が最も大きな被害をもたらすことが予想されている。特に支所が立地する日原地区は中心に断層帯が位置し、震度7から震度5強、本所が立地する津和野



地区は震度5強から震度4の地震が想定されている。

【感染症】

本町で令和2年3月から影響が顕著化した新型コロナウイルス感染症は、人の移動・外出が制限されることにより、観光業を基幹産業とする本町へ多大な影響を与えた。特に宿泊業・飲食業・土産物を中心とした

小売業・旅客運送業・各種食品卸業・石油販売業など関連産業が大きな被害を被った。感染予防策の徹底により回復基調とはなっているが、その過程でも流通の混乱、需要の減少に伴う減産・人員整理、回復しない原材料供給・高騰など影響を受け、その他の製造業・小売業にも大きな影響が残っている。

町民の健康面の危機に合せて、経済的な損失は商工業振興、地域生活の維持の点からも大きな問題であり、今後への大きな教訓となっている。歴史的にも新たなウイルス感染症のまん延は繰り返されており、引き続き対策の検討が必要である。

(2) 商工業者の状況 (令和5年3月31日現在)

- ・商工業者数 380事業所
- ・小規模事業者数 343事業所

業種	商工業者	小規模事業者	業種	商工業者	小規模事業者
農業, 林業	10	10	学術研究, 専門・技術サービス業	14	14
漁業			宿泊業, 飲食サービス業	53	53
鉱業, 採石業, 砂利採取業			生活関連サービス業, 娯楽業	35	35
建設業	45	35	教育, 学習支援業	4	4
製造業	48	44	医療, 福祉	10	7
電気・ガス・熱供給・水道業			複合サービス事業	2	1
情報通信業	1		サービス業(他に分類されないもの)	18	15
運輸業, 郵便業	15	12	公務(他に分類されるものを除く)		
卸売業, 小売業	104	97	分類不能の産業	14	14
金融業, 保険業	7	3			
不動産業, 物品賃貸業	14	13	合計	380	343

(3) これまでの取組

1) 津和野町の取組

- ①危機管理室の設置（総務財政課内）
- ②災害支援協定の締結
- ③防災行政無線システムの整備
- ④衛生携帯電話の整備（庁舎）
- ⑤職員参集体制の整備（職員用緊急情報メールの運用等）
- ⑥CATV（データ・告知放送）を活用した防災情報等の発信
- ⑦河川監視カメラの整備
- ⑧防災備蓄物資の整備
- ⑨防災ハザードマップの作成・更新および全戸配布
- ⑩防災士資格取得支援助成金制度の創設
- ⑪防災学習・訓練の実施
- ⑫地域防災計画・業務継続計画等各種計画の策定・更新
- ⑬避難情報発令等の判断伝達マニュアル・避難所運営マニュアル等各種マニュアルの整備・更新
- ⑭新型インフルエンザ等対策行動計画・業務継続計画（新型インフルエンザ等感染症対策編）の策定・更新
- ⑮新型コロナウイルス感染症対策本部の設置と感染症対策の実施
- ⑯新型コロナウイルス感染症対策物資の整備

2) 津和野町商工会の取り組み

- ①事業者BCPに関する国の施策の周知
- ②商工会役職員緊急連絡網の整備
- ④新型インフルエンザ感染における事業継続計画要領基本方針（H21.11.4制定）
- ⑤事業継続計画策定（R5制定）
- ⑥防災備品の備蓄
- ⑦災害想定机上・防災訓練の実施（年／2回）
- ⑧損害保険会社等と連携した地震保険、火災共済への加入促進
- ⑨全国商工会連合会の会員福祉共済への加入促進

II 課題

1) 事業者の対策に関する危機意識不足

多くの事業者は、自然災害及び感染症リスクについての危機感はある程度あるものの、対策の必要性に関する認識までは至らず切迫感が乏しい。このため、事業者BCP等の策定率は極めて低い。

2) ノウハウを持つ支援人材の育成

平時・緊急時の対応を推進するノウハウを保有している人材が不足している。また、管内事業者が災害リスクに対応するための保険、共済に関する助言が可能な人材が不足している。

3) 小規模事業者に対応した事業者BCPの認知度・策定率の向上

中小企業庁等の提供するBCP策定等ツールは小規模事業者を除く中小企業以上の内容であるので、小規模事業者が実情と規模に即した事業者BCPの策定ができるように、まずBCPの説明からスタートし、支援を強化する必要がある。

4) 自然災害発生時の拠点分散の影響

自然災害発生時に商工会職員が対応を行う場合、本所支所の2拠点があり、道路の寸断、連絡通信の遮断等あれば、支援活動に支障が生じる可能性がある。

5) 緊急時の関係機関との連携体制の構築

津和野町・関係機関・津和野町商工会がそれぞれの計画に沿って、事前対策、応急対策、復旧対策を行うことになるが連携・協力体制は十分とは言えず、体制構築にむけて協議が必要である。

Ⅲ 目標

津和野町商工会の商工業者に対し、津和野町防災計画を踏まえつつ想定される災害を明確にし、リスクと防災・減災の必要性の認識を高め、事業者BCP等の策定に導く。

- ① 商工会職員が各種研修会等によりBCP策定のノウハウを習得し、リスク管理のための共済・保険制度を熟知し、説明・運用スキルの習得を目指す。
- ② 町内事業者に対して商工会だよりや商工会ホームページ等を通じ、BCPの概要、策定の意義、支援体制を周知する。
- ③ 策定支援を要請してきた町内事業者に対する策定支援を行う。
- ④ 災害時、支援機関としての機能を維持するため、津和野町商工会BCPの定期的な見直しを継続する。
- ⑤ 災害発生時の被害情報等の連絡体制を整備する。(役職員間、津和野町商工会と津和野町・一社) 津和野町観光協会・島根県商工会連合会・島根県)

【事業者BCP策定促進の成果目標】

指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
事業者BCP策定事業者数	0者	1者	2者	3者	3者
普及セミナー開催件数	0回	1回	1回	1回	1回
広報回数	1回	4回	4回	4回	4回

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年2月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

1) 津和野町商工会と津和野町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ①巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ②商工会だよりや津和野町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ③新型インフルエンザ等感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ④新型インフルエンザ等感染症に関してはガイドライン等に基づき、感染拡大防止策（支援施策含む）について事業者への周知及び支援策等を提供する。
- ⑤事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ⑥小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

当会は、令和5年8月28日事業継続計画を策定（別添）

3) 関係団体等との連携

- ①商工会連合会石見事務所の支援により、職員がBCP策定支援を行えるようノウハウを取得する。
- ②商工会連合会と連携し、商工会が取扱っている各種共済及び保険（火災共済、福祉共済、休業対応応援共済等）を小規模事業者へのヒアリングにより把握したニーズにマッチする商品を紹介する。
- ③関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等を共催して行う。
- ④一社）町観光協会と連携し、災害時の情報収集、観光客等への災害情報提供、風評被害の防止対策等をシュミレーションし、体制を整備する。

4) フォローアップ

- ①小規模事業者の事業者BCP等取り組み状況の確認・支援を行う。
- ②当会と津和野町で取組・連携の状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（震度5弱の地震）が発生したと仮定し、当会本所・支所と津和野町本庁舎・津和野庁舎との間における連絡ルートの確認を行う。（訓練は必要に応じて実施する。）

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ①発災後2時間以内に職員は安否を報告する。（SNSやLINE等を利用した安否確認や

業務従事の可否)

- ②大まかな被害状況（家屋被害や道路状況）等を情報収集し、津和野町商工会と津和野町、（一社）津和野町観光協会で共有する。被害規模等の目安は下記の表のとおりとするが、具体的には「被害状況調査票」を集計したもので確認する。

◎被害規模等の目安

被害規模	被害状況
大きな被害がある	・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認できない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

（本計画により、津和野町商工会と津和野町は以下の間隔で被害情報等を共有する。）

発災後～1週間	1日2回以上共有する。
1週間～2週間	1日1回以上共有する。
2週間～1ヶ月	1週間に2回以上共有する。
1か月以降	2週間に1回以上共有する。

- ③新型インフルエンザ等感染症が県内で発生した場合は、出勤時の体温測定など職員の体調確認を行うと共に、事務所の換気・消毒・パーテーションの設置や職員の手洗い等を徹底する。
- ④国・県・町等また島根県商工会連合会の感染症対策の方針に基づき、当会による感染症対策を行う。

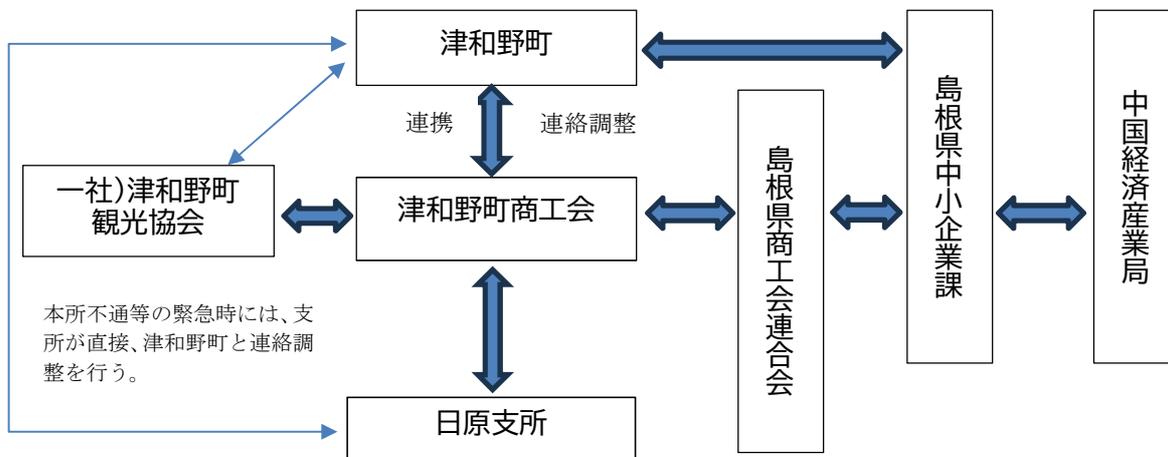
2) 応急対策の方針決定

- ①職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害が発生した場合は、出勤をせず、職員自身からまず安全確保をし、出勤要請に備える。
- ②休日や、夜間など執務時間外に災害が発生した場合の役割分担を決める。
- ③職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ④大まかな被害状況を確認し、24H以内に情報共有する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ①自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ②二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ③当会と津和野町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ④当会と津和野町が共有した情報を、県の指定する「被害状況調査票」により、メールまたはFAXで、当会より島根県商工会連合会を経由して、島根県商工労働部中小企業課へ報告する。
- ⑤感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(連絡ルート)



【被害状況査票様式】

被害状況調査票												
商工会等												
報告者	氏名：	電話番号：	メールアドレス：									
												(年 月 日 時現在)
NO	事業者名	所在地	業種	従業員数 ※任意	被害の状況	被害額 (円)	(被害額内訳)					備考
							土地 (増積土砂 撤除費・整 地費)	建物	機械設備	車両	商品、 現材料、 仕掛品等	
計												

※被害額は事業用資産に限ることとし、事業の再建に必要な額（概算でも構いません）を記入してください。
 ※「被害の状況」は、建物の状況（全壊・半壊・一部損壊等）、機械設備の状況、浸水の状況（床上、床下）、営業・操業の停止、製品等の状況などを記載してください。
 ※初期対応時は、可能な範囲の記載で構いませんが、最終的には全項目を把握してください。

＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ①当会は津和野町と協議の上、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。また、国・県から相談窓口設置に関して、特別の要請を受けた場合はこれに従うものとする。
- ②地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ③応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ① 島根県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ② 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を島根県、津和野町、島根県商工会連合会に相談する。

< 6. 新型インフルエンザ等の感染症感染対策 >

(1) 事前の対策

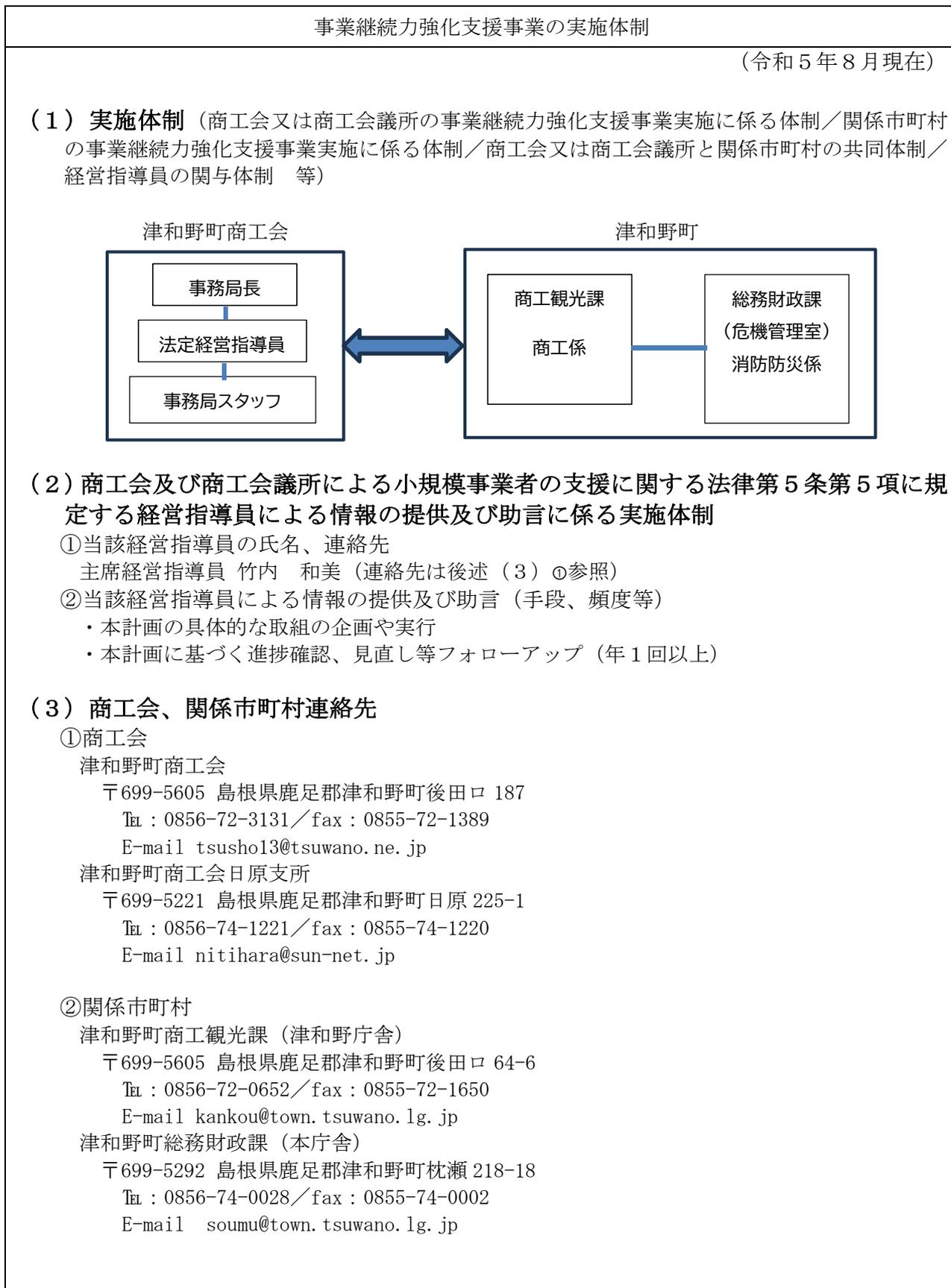
- ① Web会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に必要なパソコン等の機器や通信環境等を整備する。また、在宅勤務時の職員個人のパソコン借用契約書の締結、データの持ち出し等にかかる個人情報保護規程の改定を行う。
- ② 消毒液やマスク等を事前に購入して備蓄する。

(2) 管内発生時の対策

- ① 本支所の勤務状況を確認しながら交代勤務（在宅勤務）を導入する。
- ② 通常総代会、理事会及び正副会長会議等の商工会の管理・運営に必要な会議は書面議決とする。
- ③ 当会職員のいずれかが感染した場合は保健所や県、県連等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。
- ④ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援施策を周知する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	1,000	600	600	600	600
・ 専門家派遣		330	330	330	330
・ セミナー開催費	0	165	165	165	165
・ 防災・感染症対策	1,000	50	50	50	50
・ チラシ作成・郵送料	0	55	55	55	55

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
島根県補助金、津和野町補助金、商工会費・手数料等収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名						
一社) 津和野町観光協会 〒699-5605 島根県鹿足郡津和野町後田イ 66-1 TEL : 0856-72-1771 / fax : 0855-72-1191 E-mail tsuwanok@tsuwano-kanko.net						
連携して実施する事業の内容						
<ul style="list-style-type: none">・ 災害時、事業者の被災状況の情報収集・共有。・ 観光客等への災害情報提供。・ 観光客等を含む被災者の支援。・ 風評被害の防止対策等をシュミレーションし、体制を整備する。						
連携して事業を実施する者の役割						
<ul style="list-style-type: none">・ 情報収集、情報提供、連携協議。						
連携体制図等						
<p style="text-align: center;">津和野町商工会</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td style="text-align: center;">事務局長</td></tr><tr><td style="text-align: center;">法定経営指導員</td></tr><tr><td style="text-align: center;">事務局スタッフ</td></tr></table> <p style="text-align: center;">一社) 津和野町観光協会</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td style="text-align: center;">事務局長</td></tr><tr><td style="text-align: center;">事務局次長</td></tr><tr><td style="text-align: center;">事務局スタッフ</td></tr></table>	事務局長	法定経営指導員	事務局スタッフ	事務局長	事務局次長	事務局スタッフ
事務局長						
法定経営指導員						
事務局スタッフ						
事務局長						
事務局次長						
事務局スタッフ						